

唐津市監査委員告示第4号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年4月17日

唐津市監査委員 竹内御木夫

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査した委員

竹内御木夫

2 監査委員の除斥

監査委員 熊本大成 については当協会の業務執行理事である副会長の職にあるため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

3 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等監査

4 監査の対象

公益財団法人唐津市スポーツ協会（旧公益財団法人唐津市体育協会）

5 監査対象の概要

(1) 主たる事務所の所在地

唐津市和多田大土井 1 番 1 号

(2) 基本財産（資本金）

26,731,833 円

(3) 設立の目的

唐津市における体育スポーツの振興発展を図り、体力の保持増進による心身の健全な発達と活力と生きがいのある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 事業内容

- ア 体育スポーツ振興に関する事業
- イ 公益財団法人佐賀県スポーツ協会等との連絡協調に関する事業
- ウ 体育スポーツ功労者の表彰に関する事業
- エ 体育施設の管理運営に関する事業
- オ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(5) 役員及び職員数（令和2年1月1日現在）

役員 31 名、職員 21 名

(6) 指定管理の受託施設

唐津市文化体育館及び体育の森相撲場、唐津市陸上競技場、唐津市野球場
他 計 17 施設

6 監査対象の唐津市との関係

唐津市は、前記資本金のうち 22,000,000 円（出資率 82.30%）を出資しており、また平成 18 年度からは市の指定管理者として体育施設の管理運営を委託している。

なお、当協会の平成 30 年度の年間予算額は 121,505,216 円で、そのうち唐津市からの公金支出は 114,745,000 円（指定管理委託料 82,320,000 円及び補助金 32,425,000 円）となっており、公金支出が占める割合は対年間予算額 94.44%である。

7 監査の対象期間

平成 29・30 年度

8 監査の実施日

令和 2 年 2 月 7 日

9 監査の着眼点

当協会は、唐津市の指定管理者であるため、出資、財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、監査を実施した。

10 監査の実施内容

監査に当たっては、関係書類及び諸帳簿について全部は一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

11 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項等は次のとおりであった。

(1) 加盟団体負担金の取扱いについて

当協会の加盟団体は、定款第7条及び同条の規定により定める公益財団法人唐津市体育協会加盟団体規程（以下「規程」という。）に基づき毎年、負担金を納入しなければならないとされている。

しかしながら、加盟団体より平成30年7月30日付けで休会届が提出され、受理されていたが、休止までの間もその後も平成30年分の負担金の納入は行われていなかった。規程第6条において、脱退した場合の取扱いは定められているが、休会についての取扱いは、定款又は規程において何ら定めがなく、不明瞭なものとなっていた。

適切な取扱いとなるよう整備を図られたい。

(2) 施設使用料の収納事務の再委託について

施設使用料の取扱いについては、指定管理者としての利用料金制度が採用されていないため、地方自治法の規定に基づき市から当協会へ収納事務の委託がされている。

唐津市屋内プールについて、当協会が指定管理業務及び施設使用料の収納事務を受託しており、管理業務の一部を基本協定書第21条第2項の規定に基づき水泳指導を行う団体に対し再委託を行っているが、再委託された業務の中に利用券の発売、利用料金収納事務があったので、当協会に確認したところ、協会職員指導のもと再委託先事務員に補助的に収納事務を行わせているとのことであった。

しかしながら、施設使用料の収納事務については、指定管理業務とは別に契約した収納事務委託契約に基づき実施されるもので、収納事務委託契約書第7条において第三者に対し、収納事務の一部又は全部の実施を委託してはならないとあるため、当該業務を再委託することはできないものであった。

適正な収納事務となるよう改善されたい。

(3) 施設使用料徴収に係るつり銭の管理について

指定管理施設の使用料の収納については、各施設につり銭（合計 50,000 円）

を準備し窓口で徴収されており、事務局長まで確認した上で現金受払簿にて適切に管理されている。しかしながら、つり銭について、当協会が保有する現金に計上されていなかったため確認したところ、職員個人から集めたお金によりつり銭を準備しているとのことだった。

今後は、公金と私金の混同を防止するためにも、小口現金としてつり銭資金を準備することが望ましいと思考する。

(4) 地域別体育団体に対する補助金について

旧市及び旧町村を管轄とする地域別体育団体に対し、唐津市から支出された補助金が協会を通じて再分配されており、平成 30 年度においては、協会から各団体の運営費 7,805,000 円、事業費 5,183,000 円、合計で 12,988,000 円の補助金が支出されていた。各団体から協会へ提出された決算書等の内容を確認すると、①前年度繰越金、②協会からの補助金、③市からの体育祭開催委託金のみで歳入が賄われ、当該団体のいわゆる会費等の自己資金収入がゼロ円という団体の収支報告書があった。

この団体の支出の内容を確認すると、協会に対する年会費が 1 万円支出されていたが、先述したように当該団体の自己資金はゼロ円であるため、協会から受け取った運営費補助金の中から協会の年会費 1 万円が支出されている状況であった。

この事項については、前回の監査においても同様の指摘を行っており、当該唐津市補助金の担当課とも協議され、早急な改善措置を講じられたい。